国際希少野生動植物種（個体の器官及び個体の器官の加工品）登録申請書

年　　月　　日

　　自然環境研究センター理事長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者(※１)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名（記名押印又は署名）

〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第２０条第２項の規定に基づき、国際希少野生動

植物種の個体の器官及び個体の器官の加工品（器官等）の登録について、次のとおり申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 登録を受け  る国際希少  野生動植物  種の器官等 | 種　　　　　　　　名 |  |
|  |  |
| 主　　な　　特　　徴  (複数申請の場合は別紙に記入) | 全長  重量  その他の特徴(※２) |
| 所　 在 地 |  |
| 登　録　の　対　象　と　な　る　要　件  （該当する要件の数字を丸で囲むこと。） | | １　本邦内において繁殖させた個体から生じた器官又は  　個体の器官の加工品であること（政令(※３)第８条第  １号関係）  ２　絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関　する条約（以下「ワシントン条約」という。）が登録  を受ける個体の器官又は個体の器官の加工品に適用さ  れる前に本邦内において取得され、又は本邦に輸入さ  れた個体の器官又は個体の器官の加工品であること  （政令第８条第２号関係）  ３　関税法（昭和２９年法律第６１号）第６７条の許可  を受けて輸入された個体の器官又は個体の器官の加工  品であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当す  るものであること  (1) 商業的目的で繁殖させた個体から生じた器官又は　　　個体の器官の加工品であること（政令第８条第３号　　　イ関係）  　(2) ワシントン条約の適用される前に、輸出国内で取　　　得され、又は輸出国に輸入された個体の器官又は個  体の器官の加工品であること（政令第８条第３号ロ  関係）  　(3) ワシントン条約附属書Ⅰに掲げられる種と同じ種 　であるが、特定の地域個体群として附属書Ⅰから除  かれている個体の器官又は個体の器官の加工品であ  ること(政令第８条第３号ハ関係) |
| 動植物の管理者（所有者と異なる場合） | 氏　　　　　名 |  |
| 住　　　　　所 | 電話 |

※１　申請者が法人である場合には、その名称、代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）及び主たる事

　　　　務所の所在地を記載すること。

※２　色、模様等同種の他の個体等との識別を容易にする特徴を記載すること。

※３　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令